

有明教育芸術短期大学 科目等履修生制度について

【はじめに】

近年、生涯学習に対するニーズが増大し、多様化しています。

本学では、大学の社会への開放及び生涯学習の一環として科目等履修生制度を実施しています。この制度は、社会人市民のみなさんの学問的興味、関心に対して大学教育の場を提供するだけにとどまらず、大学で履修した授業科目の単位を認定するものです。本学は二学期制をとっており、ほとんどの科目が前期または後期で完結するため、半年で単位を修得することが可能です。

1. 履修の時期

履修の時期は、学期の始めとします。(前期 4月 後期 10月)

*後期は9月末から授業が開始されることがあります。

2. 在学期間

履修期間は、1学期以上2学期以内とします。ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を受けて2学期以内に限りこれを延長することができます。

3. 履修制限

(1)履修できる単位数は、年間20単位以内です。

(2)実習科目及び担当教員が許可しない科目は、履修できません。

*本学卒業生に限り、保育・教育実習科目の履修を許可します。ただし、「事前事後の指導」を同時に履修することを条件とします。

4. 単位の認定

履修を許可された授業科目の総授業回数の2/3以上出席し、かつ所定の試験に合格した場合は、単位を認定します。また、願い出により「単位修得証明書」を発行します。

(発行手数料: 1通 300円)

5. 諸費用

検定料	15,000円
授業料	1科目 30,000円(本学卒業生は10,000円)

*いったん納入した諸費用は返還されません。

6. その他

(1)科目等履修生証を交付します。(在学期間終了後は返却してください)

(2)以下の学内施設を利用することが可能です。

図書館・学生ラウンジ・パソコン室

(3)通学定期券、旅客運賃割引証(学割)の適用は受けられません。

(4)自動車、バイクでの通学は許可していません。

(5)自転車での通学は申し出により許可します。

(6)休講等の伝達事項は原則掲示板に掲示します。ただし、緊急の場合は電話にて連絡します。

(7)本学の学則または諸規程に反した場合は、履修許可を取消することがあります。

(8)科目履修において修得した単位を、教育職員免許状(幼稚園・小学校)、保育士試験免除科目等のための単位として活用することが可能です。詳細は事務局教務課にお問合せください。

【出願について】

1. 出願資格

- (1) 高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力を有する者で本学が認めた者。
- (2) 外国人留学生は、上記資格の他に履修をするのに十分な日本語能力があると本学が認めた者。

2. 出願期間

- 前期受講 平成 29 年 2 月 10 日～2 月 20 日(必着)
後期受講 平成 29 年 8 月 20 日～8 月 31 日(必着)

3. 出願書類

提出書類	適用
① 入学願書(所定用紙)	写真(4 cm×3 cm 3 か月以内に撮影したもの)
② 履歴書(所定用紙)	
③ 健康診断書	3 か月以内に受診したもの
④ 最終出身校の成績証明書	
⑤ その他本学が必要と認める書類	
⑥ 住民票(外国人の場合のみ)	在留資格及び在留期間の記載があるもの
⑦ 日本語能力を確認できる書類(外国人の場合のみ)	日本語能力試験合格証明書又は日本留学試験成績通知書

* 出願後の履修科目変更はできません。

* 本学卒業生は④～⑦は提出不要です。

4. 出願方法

下記あてに郵送または持参

〒135-0063 東京都江東区有明 2-9-2 有明教育芸術短期大学 教務課

5. 選考方法

書類審査・面接

6. 検定料

15,000 円 * 選考日に持参してください。

7. 合格発表

選考日より 10 日以内に願書記載の本人現住所あてに郵送通知します。

8. 履修手続き

合格通知書に同封する「履修手続きについて」に従って指定期日までに「誓約書」を提出し、授業料を支払ってください。